

第 5 章 施策の方向性

ここでは、産業振興の視点と基本的な考え方に基づき、分野別に前計画に基づく取り組みと残された課題を概観するとともに、今後の「振興方針」と「主要な施策展開」を示します。

計画策定に際して実施したアンケートやヒアリング調査等で明らかになった本市産業の特徴を踏まえ、今後取り組む施策展開について、その考え方を明らかにします。

1. 農水産業

【これまでの取り組みと課題】

- ・ 前計画に基づき、新規就農希望者支援を積極的に進めたことで、目標値の毎年 2 人を上回る新規就農者が生まれていますが、農業従事者の減少に歯止めがかかっておりません。
- ・ 農業従事者の高齢化や遊休農地の面積増加など、農業の担い手や生産環境の適正化といった面でも課題があります。また、農商工連携など農業と他産業との連携による生産性の向上や収益力の改善も求められています。
- ・ 有害鳥獣等被害対策については、毎年目標値を達成しており、生産環境の改善につながっています。
- ・ 水産業では、海面・河川ごみへの対策の強化による水質の改善が進んでおり、稚魚の放流等による環境の保全も進んでいます。

【振興方針】

次世代に農水産業を継承するための取り組みを推進するとともに、生産環境の適正化による生産の増進、収益力の向上を促進し、販路の拡充を図ります。

【主要な施策展開】

1 後継者、担い手の育成

後継者、担い手の育成は、農水産業の維持・発展の基礎であることから、これまで以上に新規就業者等の発掘・育成に努めるとともに、若者の就農を促すためのインターンシップの受入や集団化、漁業後継者の事業承継を促進します。

（想定される施策）

- ・ 就農希望者支援
- ・ 漁業後継者の事業承継支援
- ・ 集落営農や法人設立、事業継承への支援
- ・ 多様な担い手への支援

など

2 生産環境の適正化

農水産業の生産環境は、耕作放棄地や有害鳥獣等被害の増加、海面・河川ごみの増加等の大きな課題に直面していることから、それら生産環境の適正化を図ります。

（想定される施策）

- ・遊休農地の活用と耕作放棄地の発生防止
- ・基盤整備の推進
- ・漁場環境整備の推進
- ・海面・河川ごみ対策の推進
- ・有害鳥獣等被害対策の推進

など

3 生産の増進と収益力の向上

農水産業の経営の安定化を図るため、農業では、引き続き農産物の産地形成や6次産業化を推進するとともに、漁業では持続的かつ安定的な生産を可能とするための計画的な稚魚放流環境を保全し、収益力の向上を促進します。

（想定される施策）

- ・経営の安定化支援
- ・特産品の開発と産地形成の推進
- ・農商工連携の推進
- ・稚魚放流環境の保全
- ・省力化・機械化等に係る産学連携の促進

など

4 販路の拡充

直接取引や海外展開などを通じて農水産物や加工品の販路拡大を支援するとともに、生産・加工・流通・消費間のビジネスマッチングを促進します。また、地産地消を拡大するため、様々な体験機会を通じて消費者への理解を深め、地域で作られた産品・商品の見える化に取り組みます。

（想定される施策）

- ・農水産物や加工品の販路拡大
- ・体験機会の拡充
- ・地産地消の推進
- ・食農教育などを通じた啓発活動の促進

など

2. 工業・地場（伝統）産業

【これまでの取組みと課題】

- ・ 前計画に基づき、あらゆる産業で求められている人材の確保、育成の支援には注力しており、人材採用に係る機会の充実やインターンシップの充実など、様々な支援を展開しています。子どもの頃から地元企業と関わる機会をつくる視点（産業教育）も積極的に推進してきました。
- ・ 企業の経営革新・技術革新等の促進という視点では、ワンストップ相談窓口の充実と関係機関との連携強化に取り組んでおり、相談窓口である中西讃マルタス常設サテライトでの相談件数も増加傾向にあります。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前は、関係団体や金融機関等と連携したセミナーを開催し、新たなビジネスやイノベーションの創出に向けた同業種、異業種間での交流も進んでいました。新型コロナウイルス感染症拡大後は、感染状況に配慮しながら、セミナー等の実施に向けた取り組みを進めてきました。
- ・ 丸亀うちわや青木石など、地場（伝統）産業の振興と積極的な PR という面では、インバウンド向けの PR や海外販路開拓等に取り組むとともに、後継者の育成やうちわの技法・技術の伝承を目的とする「丸亀うちわニューマイスター認証制度」にも取り組んできました。

【振興方針】

人材の確保、育成は急務であり、定住促進と合わせて重点的に対策に取り組むとともに、企業間・産学官金等の多様な連携機会を創出し、広域連携を意識した施策展開を図ります。また、企業の経営革新・技術革新による新たな事業展開のほか、SDG s や環境経営の推進、デジタル対応など次世代経営を支援します。

丸亀うちわや青木石等の地場（伝統）産業については、観光資源として積極的に活かし、個々の観光資源が持つ魅力の相乗効果を発揮し、うちわ産業、採石業としての振興を図ります。

【主要な施策展開】

1 人材の確保、育成の支援

人材の確保・育成については、U ターンを促すため、インターンシップ事業の充実を図るとともに、事業規模に関わらず、労働者一人ひとりが活躍できる機会を確保し、企業の事業継続・事業承継を支援します。

また、子どもの時期から地元企業との交流や体験学習を通じて、地元企業の魅力を PR するとともに知名度を高めるなど産業教育の機会を充実します。

（想定される施策）

- ・ 人材採用に係る機会の充実支援
- ・ 事業承継支援、後継者の育成
- ・ 産業教育の充実
- ・ 人材育成支援の充実
- ・ ワークライフバランスの充実

など

2 多様な連携機会の充実

市内企業に関する情報を発信し、企業間や産学官金等の連携につなげます。また、企業の技術革新や経営革新、あるいは新たな取引関係づくりにつながる機会を充実させるとともに広域での新たな経済循環を生み出すことを意識します。

（想定される施策）

- ・ 同業種・異業種間交流機会の提供
- ・ 産学官金等の連携機会の充実
- ・ 取引マッチング機会の提供
- ・ 市内企業に関する情報発信の強化
- ・ 広域連携の強化

など

3 経営革新・技術革新等の促進

中小企業支援ガイドブックを充実・活用しながら、企業の経営革新や技術の高度化、販路開拓等への取組みを支援します。また、市外から新たな企業を誘致すると同時に、既存の企業の定着の促進に取り組みます。さらに、SDG s や環境経営の推進、デジタル対応など次世代経営の支援をします。

（想定される施策）

- ・ 中小企業支援ガイドブックの充実
- ・ 経営革新等への取組み支援
- ・ 販路開拓支援の充実
- ・ ワンストップ相談窓口の充実と関係機関との連携
- ・ 企業誘致・定着の促進
- ・ SDG s や環境経営、デジタル対応など次世代経営の支援

など

4 地場（伝統）産業の振興と積極的な PR

丸亀うちわについては、市場の拡大に向けてインバウンドや海外向けの PR に取り組みます。また、これまで取り組んできたニューマイスター認証制度を活用しながら、生業として展開しうる基盤づくりを支援します。青木石については、日本遺産認定された「石の島ストーリー」を基盤に様々な需要に対して、多種多様な用途での利用促進や情報発信に努めます。

地場（伝統）産業に関する市民の理解・共感を深めるため、積極的な PR や体験学習、産業教育に取り組むとともに、地場（伝統）産業間の連携や後継者の育成を支援します。

（想定される施策）

- ・ 丸亀うちわのインバウンドや海外向け PR の促進
- ・ 丸亀うちわニューマイスター認証制度の充実
- ・ 丸亀うちわや青木石等 PR の充実、体験学習機会や産業教育の強化
- ・ 丸亀うちわや青木石等の地場（伝統）産業間の連携や後継者の育成支援

など

3. 商業・サービス業

【これまでの取組みと課題】

- ・ 前計画に基づき、中心市街地の活性化や商店街の個店支援、創業・第二創業の支援などに取り組んできました。中心市街地での商業力の強化では、空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金を通じた支援を行っており、近年は補助金の申請件数も増加傾向にあります。
- ・ また、まちのにぎわいづくりを担う FACE21 運営協議会や丸亀商工会議所など関係団体と連携し、ホームページ上での空き店舗情報や頑張る個店の紹介などの情報発信にも取り組んできました。
- ・ 一方、商店街の店主の高齢化や通行量の減少など、中心市街地の活力低下は進んでおり、こうした状況を変えていくための各種支援が求められています。

【振興方針】

丸亀市の顔でもある中心市街地は、多くの市民・来訪者が集い、回遊する、歩いて楽しいエリアとして再生する取組みを推進します。また、積極的に頑張る個店を支援するとともに、創業支援に取り組めます。

【主要な施策展開】

1 中心市街地の活性化

中心市街地活性化に向けて、商業者はもちろん、市民や NPO など多様な主体が協働して将来ビジョンを描き、丸亀城や美術館、マルタスとの連携を意識して、これまで以上に環境整備や集客への取組みを推進します。

また、中心市街地の空き店舗の情報発信に努め、空き店舗を活用した出店を促進します。

（想定される施策）

- ・ 中心市街地活性化のための将来ビジョンの作成支援
- ・ 中心市街地の環境整備の推進
- ・ 多様な主体の連携による集客事業の促進
- ・ 中心市街地へのサテライトオフィスの誘致 など

2 頑張る個店の支援

地域に根ざし、事業に意欲的な個店を積極的に支援するとともに、企業訪問等による情報提供や顧客獲得等にもつながるように情報発信に取り組めます。

（想定される施策）

- ・ 中小企業支援ガイドブックの充実（再掲）
- ・ 経営革新等への取組み支援（再掲）
- ・ 店舗及び店主の情報発信の充実 など

3 創業・第二創業の支援

創業準備の段階から創業後のフォローまで、ワンストップでスムーズに支援を受けることを可能とするため、市と各支援機関が連携を強化するとともに、創業塾を開催するなど、それぞれの強みを生かした創業支援事業を推進します。

また、市内での継続的な雇用の確保と拡充に結びつけるため、新たな事業の展開を図る企業についても積極的に支援します。

(想定される施策)

- ・ 創業支援事業の推進
- ・ 創業塾の開催
- ・ 創業場所の情報提供
- ・ 創業者のフォローアップ

など

4. 観光（産業）

【これまでの取組みと課題】

- ・ 前計画に基づき、滞在型・回遊型観光の推進や駅・城周辺を核とした観光インフラの整備推進、観光マネジメント組織の構築・運営、インバウンドへの対応などに取り組んできました。
- ・ 観光産業全体としては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、観光入込客数や市内での宿泊者の減少など大きな影響を受けましたが、近隣地域からの教育旅行の受入やポストコロナを見据えた観光情報の発信や新たな観光商品の開発に取り組んできました。
- ・ 観光マネジメント組織の構築・運営では、令和3年11月に丸亀市観光協会が「地域DMO」として観光庁から認定を受けるなど、地域の観光振興を戦略的に行う土台が形成されました。観光による地域活性化、持続可能な観光地域づくりに向けた取り組みを進めています。

【振興方針】

滞在型・回遊型観光や広域観光を推進するとともに、本市の観光拠点である丸亀城周辺や駅を核とした観光インフラを整備し、交流人口の増加に努めます。また、本市の自然、食、歴史・文化等の魅力ある観光資源を活かし、地域一体となった観光振興に取り組めます。

【主要な施策展開】

1 滞在型・回遊型観光の推進

うちわづくりをはじめ、農業や漁業体験、芸術文化や食等に関する体験型プログラムの開発を推進します。また、スポーツイベント、合宿の誘致や城泊等の宿泊施設の整備促進などに取り組み、市内観光の滞在時間の延長を図ります。

全国的に知名度がある「瀬戸内国際芸術祭」について、島しょ部はもちろん、市内各地にも効果が波及するよう活用を図ります。また他の自治体や広域の観光関連協議会等の組織と連携して、本市周辺の観光資源も活用した回遊性の高い広域観光を推進します。

（想定される施策）

- ・ 農業体験や漁業体験、芸術文化や食等に関する体験型プログラムの開発
- ・ うちわづくり体験の充実
- ・ 島しょ部における創作芸術活動の観光活用
- ・ スポーツイベントや合宿の誘致
- ・ 瀬戸内国際芸術祭の活用
- ・ 広域観光ルートの開発と PR 機会の活用
- ・ 金比羅街道の整備と PR の充実
- ・ 城泊事業の推進

など

2 駅や城周辺を核とした観光インフラの整備推進

本市の観光拠点である丸亀城を核とし、本市の玄関口である JR 丸亀駅との連携を進めて魅力化を図るために、駅から城周辺におけるハード・ソフト両面の観光インフラ整備を推進します。

(想定される施策)

- ・観光案内インフラの充実
- など

3 本市観光資源と周辺自治体との相乗効果の発揮

本市での島しょ部、駅・城周辺から南部に至る回遊型観光の促進にくわえ、東西に延びる主要幹線道路、鉄道網を活かし、本市と周辺自治体の観光資源を活かした広域観光を促進します。うちわの港ミュージアムを中津万象園・丸亀美術館へと集約することで、個々の観光資源が持つ魅力の相乗効果を発揮し、本市における集客増加を図ります。

(想定される施策)

- ・近隣自治体との観光連携
 - ・観光施設におけるハード・ソフト面の充実
 - ・新たな観光ルートの開発と観光案内の強化
- など

4 観光マネジメント組織の構築と推進

市内産業の「稼ぐ力」を高めるため、観光協会と連携して丸亀版 DMO の組織強化と持続可能な観光地に向けた施策の検討・実施を推進します。また、関係機関や市民団体、観光関連事業者等と連携して、丸亀ならではの魅力ある観光商品の開発や受入体制の強化、市外への観光プロモーションを展開します。

(想定される施策)

- ・飲食店や宿泊施設、大規模観光施設等との連携促進
 - ・観光商品の充実と情報発信
 - ・丸亀版 DMO メンバーの人材確保と育成
 - ・GSTC の概念を基に地域として、持続可能な観光地に向けた施策の検討・実施
- など

5 インバウンド対応の推進

ポストコロナに向け、急増するであろうインバウンドに対して、県や広域の観光関連協議会等の取組みと連携して市内への誘客を図ります。また、多言語対応などの環境整備や情報発信を推進し、うちわ産業や市内飲食店、農水産業等の振興につながる取組みを促進します。

(想定される施策)

- ・SNS を活用した多言語による情報発信の充実
 - ・多言語による案内サインの整備
 - ・外国語による観光案内の充実
 - ・海外でのシティプロモーションの推進
- など

5. 地域別の産業振興

本市は、塩飽諸島から沿岸部の埋立地、平地から中山間地までの地理的・自然環境による特性を有し、多様な地域経済・社会の上に成り立っています。

大きく地域分けをすると、「①島しょ部」、「②沿岸部」、「③中心市街地及び平野部」、「④綾歌・飯山地域」の4つに区分され、これら個別の地域一つひとつが、相対的に自立しながら、各地域と連携する形で丸亀市経済を形成している側面もあります。

そこで、今後は、地域別の産業振興にも取り組んでいくことが求められます。

【地域別の現況と課題】

①島しょ部

島しょ部の最大の課題は、高齢化と人口減少、地域コミュニティの維持と深く関わっています。3年に1度開催される瀬戸内国際芸術祭では、島しょ部との往来も大きく増加しますが、全般的には地域経済の活力が急速に低下しています。しかし、漁業、農業、石材業など地域には地場（伝統）産業があり、歴史的な町並みも保全されています。せとうち備讃諸島をテーマとする「石の島」のストーリーは、令和元年5月に日本遺産に認定されています。さらに、地域の魅力にひかれて、移住する若者もみられます。

また、岡山県側との経済的な関係も深く、これらのことから、漁業資源の付加価値を高めながら、いかに交流人口を増やし、地域コミュニティに活力を取り戻すのかが課題となっています。

②沿岸部

沿岸部については、大企業の工場群が立ち並び、本市のなかではグローバル経済と直結した地域となっています。したがって、こうした大企業の事業所の業績が市の財政基盤を大きく左右している面もあります。沿岸部の大企業の活力を市内の他産業にも波及させる視点も重要です。

③中心市街地及び平野部

中心市街地は、城下町ならではの伝統産業が息づく地域ですが、港周辺、駅前、商店街、市役所、そして丸亀城へと至る中心市街地の活力が失われて久しい状況です。一方、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの、駅前周辺でのホテルの新規開業、マンションの建設など、エリア内では新しい動きも見られます。

南部では宅地化が進み、ロードサイドにはチェーン店やショッピングモールが進出して利便性が高まっています。

④綾歌・飯山地域

綾歌・飯山地域は、地域密着型の製造業や建設業、サービス業などの中小企業が事業を営む地域であり、農業生産も活発に行われています。本市の中では、地域内経済循環が最も進んでいる地域とも考えられますが、周辺自治体を含めたより広域的な連携の強化が求められています。

【振興方針】

近年、各地域では、個性ある地域経済の新たな担い手が生まれ、活発な産業活動が行われていますが、個々の事業者や地域の有志による個別活動によるものが多くみられます。

これらの取組みを市全体の活動へと発展させていくためには、地域内および地域間の連携が不可欠であり、丸亀市域を対象にした単一の産業振興施策だけではなく、時代に即した地域ごとの施策が必要となる場合もあります。

そこで、今後は「丸亀市産業振興推進会議」の場などを通じて、地域別に必要な施策・事業の検討を深めるとともに、地域ごとの取組みと地域間の連携を促進していきます。

（地域ごとの取組みの例示）

分野別の産業振興を「縦軸」とすると、分野横断的な「横軸」の産業振興も必要になります。その際、進めやすいのは、ここで示す「地域」単位での取組みです。

例えば、次のような取組みが考えられます。

●農商工連携の推進

地域の農水産物を活用して加工品を作り、販売するなどの農商工連携の取組みは、他地域との違いによる個性や付加価値を生み出すことから、地域ごと、あるいは地域横断的なグループづくりが有効です。

●公共交通問題への対応

島しょ部や山間部においては、高齢者等の移動手段となる交通の便を確保することが大きな課題です。このことは、交通問題に留まらず、消費生活行動から、地域の商店や飲食店、医療・福祉サービス業などにも影響する課題であり、地域の産業振興の観点からとらえる必要があります。

●緊急災害時の対応

地域に建設業や運輸業、燃料販売店等が事業を営んでいることは、災害時における避難や復旧・復興に大きな役割を担うことが期待されます。日頃の防災まちづくりの観点からも、地域内の多様な業種による企業間での連携が求められます。

●その他、空き地や空き家の活用、再生可能エネルギーの検討 など

第6章 計画推進の仕組み

1. 丸亀市産業振興推進会議の役割

本計画の推進にあたっては、「丸亀市産業振興推進会議」が産業振興施策に必要な事項を調査審議し、施策を推進する機関と位置づけられています。

本計画の策定後及び計画実施における丸亀市産業振興推進会議の役割は次のとおりです。

①実施計画の推進

施策の事業化に向けて必要な内容について検討を行い、助言や推進に協力します。

②実施計画の評価および改善策・新規施策の検討・助言

実施計画の進捗状況結果に基づき、計画の達成に必要な改善策や新たに必要な施策について検討・助言を行います。

[産業振興推進会議について（丸亀市産業振興条例：一部抜粋）]

第10条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）識見を有する者

（2）産業経済団体の関係者

（3）事業者

（4）消費者

（5）公募による者

（6）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 庁内及び関係機関の連携

行政は、庁内各課の連携を強化し、市内企業が事業に取り組みやすい環境の整備を図るとともに、他の施策との調和や相乗効果の発揮に努めます。

また、国や県、周辺市町、丸亀商工会議所や丸亀市飯綾商工会、各種経済支援団体、金融機関、大学等との連携・協力に努めます。

3. 進行管理の方法

(1) 実施計画の策定と見直し

本計画に基づき、別途、計画期間3年間の「実施計画」を定めます。

また、社会経済環境の変化や企業ニーズを踏まえ、毎年ローリングによる見直しを行います。

(年度)	2023	2024	2025	2026	2027
丸亀市産業振興計画	→				
実施計画 (毎年、ローリング による見直し)	→				
		→			
			→		

(2) PDCA サイクルによる進捗状況の管理

市の担当課が中心となり、PDCA サイクルによって実施計画の進捗状況の把握を毎年実施するとともに、「丸亀市産業振興推進会議」の検討や助言を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを行います。

